

ID: 3108

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	火薬類の製造施設、製造方法の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第9条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の規定による。 (製造施設及び製造方法)</p> <p>第9条 製造業者は、その製造施設を、その構造、位置及び設備が、第7条第1号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 製造業者は、第7条第2号の技術上の基準に従つて火薬類を製造しなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、製造業者の製造施設又は製造方法が、第7条第1号又は第2号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように製造施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従い火薬類を製造すべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3110

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	火薬類の貯蔵の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第11条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第11条の規定による。 (貯蔵) 第11条 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。 2 火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。 3 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。 ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3113

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	火薬庫の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第14条第2項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。</p> <p>第14条 火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫を、その構造、位置及び設備が第12条第3項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が、第12条第3項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3117

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	火薬類の譲渡又は譲受けの許可の取消し		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第17条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条第3項の規定による。 (譲渡又は譲受けの許可)</p> <p>第17条</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受けが公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3120

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	火薬類の消費の許可の取消し		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第25条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第25条第3項の規定による。 (消費) 第25条 3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。 ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3123

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危害予防規程の変更命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第28条第4項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第28条の規定による。 (危害予防規程)</p> <p>第28条 製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するとき(第10条第1項ただし書の軽微な変更の工事に伴い必要となる場合を除く。)も同様とする。</p> <p>2 前項の軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更するときは、経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、危害予防規程が、第7条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していないときその他災害の発生を防止に適當でないときと認めるときは、第1項の認可をしてはならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、災害の発生を防止のため必要があるときと認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。</p> <p>5 製造業者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3125

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	製造保安責任者等の解任命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第34条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の規定による。 (製造保安責任者等の解任命令)</p> <p>第34条 経済産業大臣は、製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者が、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不相当であると認めるときは、製造業者に対し、製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任を命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3126

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	取扱保安責任者等の解任命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第34条第2項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の規定による。 (製造保安責任者等の解任命令)</p> <p>第34条</p> <p>2 都道府県知事は、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不相当であると認めるときは、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者に対し、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任を命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3128

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	安定度試験の実施命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第36条第2項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第36条の規定による。 (安定度試験)</p> <p>第36条 火薬類を輸入した者又はその製造後経済産業省令で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、経済産業省令で定める方法により、その火薬類につき安定度試験を実施し、且つ、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止のため必要があると認めるときは、火薬類の所有者に対し、前項の安定度試験を実施すべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3129

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	火薬類の製造営業、販売営業の許可の取消し又は事業停止命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第44条		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第44条の規定による。 (許可の取消等)</p> <p>第44条 経済産業大臣は、製造業者又は販売業者が、左の各号の1に該当するときは、第3条若しくは第5条の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第9条第1項若しくは第2項、第11条第2項、第14条第1項又は第27条の2の規定に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したとき。</p> <p>(2) 第11条第1項、第13条、第18条、第19条第1項、第23条第2項、第29条第3項、第30条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項又は第38条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第10条第1項、第12条第1項、第24条第1項又は第27条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。</p> <p>(4) 第15条の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したとき。</p> <p>(5) 第36条第1項の規定による安定度試験を実施しなかつたとき。</p> <p>(6) 第9条第3項、第11条第3項、第14条第2項、第28条第4項、第34条、第36条第2項若しくは次条第1号の命令又は同条第2号の禁止若しくは制限に違反したとき。</p> <p>(7) 第6条第2号から第4号までの規定に該当するに至つたとき。</p> <p>(8) 第48条第1項の条件に違反したとき。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3131

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	高圧ガスの製造の許可の取消し		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第9条		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第9条 都道府県知事は、第5条第1項の許可を受けた者(以下「第一種製造者」という。)が正当な事由がないのに、1年以内に製造を開始せず、又は1年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3132

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	第1種製造者の製造施設、製造方法の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第11条第3項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条の規定による。 (製造のための施設及び製造の方法)</p> <p>第11条 第一種製造者は、製造のための施設を、その位置、構造及び設備が第8条第1号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 第一種製造者は、第8条第2号の技術上の基準に従って高圧ガスの製造をしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一種製造者の製造のための施設又は製造の方法が第8条第1号又は第2号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3133

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	第2種製造者の製造施設、製造方法の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第12条第3項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の規定による。</p> <p>第12条 第2種製造者は、製造のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 第2種製造者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第2種製造者の製造のための施設又は製造の方法が前2項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3135

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	高圧ガスの貯蔵方法の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第15条第2項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の規定による。 (貯蔵)</p> <p>第15条 高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。ただし、第一種製造者が第5条第1項の許可を受けたところに従って貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高圧ガスについては、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、次条第1項又は第17条の2第1項に規定する貯蔵所の所有者又は占有者が当該貯蔵所においてする高圧ガスの貯蔵が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その者に対し、その技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3137

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第18条第3項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の規定による。</p> <p>第18条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が第16条第2項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 第2種貯蔵所の所有者又は占有者は、第2種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一種貯蔵所又は第2種貯蔵所の位置、構造及び設備が第16条第2項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように、第一種貯蔵所又は第2種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3141

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	高圧ガスの販売方法の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第20条の6第2項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第20条の6の規定による。 (販売の方法)</p> <p>第20条の6 販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3142

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	特定高圧ガス消費施設、消費方法の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第24条の3第3項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
【基準】			
法第24条の3の規定による。			
第24条の3 特定高圧ガス消費者は、消費(消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。)のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。			
2 特定高圧ガス消費者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って特定高圧ガスの消費をしなければならない。			
3 都道府県知事は、特定高圧ガス消費者の消費のための施設又は消費の方法が前2項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずることができる。			
※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3143

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危害予防規程の変更命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第26条第2項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の規定による。 (危害予防規程)</p> <p>第26条 第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。</p> <p>3 第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3144

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危害予防規程の遵守等の命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第26条第4項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の規定による。 (危害予防規程)</p> <p>第26条 第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。</p> <p>3 第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3145

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	保安教育計画の変更命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第27条第2項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第27条第2項の規定による。 (保安教育)</p> <p>第27条</p> <p>2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3146

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	保安統括者等の解任命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第34条		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の規定による。 (保安統括者等の解任命令)</p> <p>第34条 都道府県知事は、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者若しくは取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第27条の2第1項第1号若しくは第2号若しくは第27条の4第1項第1号若しくは第2号に掲げる者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に対し、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3148

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	高圧ガスの製造、貯蔵の許可の取消し又は停止命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第38条第1項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
【基準】			
<p>法第38条第1項の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第38条 都道府県知事は、第1種製造者又は第1種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第16条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第1種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第6号の規定については、この限りでない。</p> <p>(1) 第11条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第26条第2項若しくは第4項、第27条第2項、第34条若しくは次条第1号若しくは第3号の規定による命令又は同条第2号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。</p> <p>(2) 第14条第1項又は第19条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。</p> <p>(3) 第20条第1項若しくは第3項の完成検査を受けず、又は第39条の22第1項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所を使用したとき。</p> <p>(4) 第27条の2第1項、第3項、第4項若しくは第7項(第27条の3第3項において準用する場合を含む。)、第27条の3第1項若しくは第2項又は第27条の4第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第65条第1項の条件に違反したとき。</p> <p>(6) 第7条第2号から第6号までに該当するに至つたとき。</p>			
※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3149

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	高圧ガスの製造、貯蔵、販売又は消費の停止命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第38条第2項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第38条第2項の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第38条</p> <p>2 都道府県知事は、第2種製造者、第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第20条の6第2項、第24条の3第3項、第34条若しくは次条第1号若しくは第3号の規定による命令又は同条第2号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。</p> <p>(2) 第28条第1項又は第2項の規定に違反したとき。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3150

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	容器製造業者の製造方法の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第41条第2項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第41条の規定による。 (製造の方法)</p> <p>第41条 高圧ガスを充てんするための容器(以下単に「容器」という。)の製造の事業を行う者(以下「容器製造業者」という。)は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って容器の製造をしなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、容器製造業者の製造の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って容器の製造をすべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3152

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	登録容器等製造業者に対する災害拡大防止措置命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第49条の30		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第49条の30の規定による。 (災害防止命令)</p> <p>第49条の30 経済産業大臣又は都道府県知事は、第49条の21第1項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品(第49条の24第1項ただし書の適用を受けて製造したものを除く。)であつて、容器にあつては第44条第4項の規格に、附属品にあつては第49条の2第4項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に対し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3154

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	検査主任者の解任命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第52条第4項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第52条の規定による。 (検査主任者)</p> <p>第52条 容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所ごとに、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者又は製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、検査主任者を選任し、容器再検査又は附属品再検査の実施について監督させなければならない。</p> <p>2 容器検査所の登録を受けた者は、前項の規定により検査主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。</p> <p>3 検査主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、検査主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、容器検査所の登録を受けた者に対し、検査主任者の解任を命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3155

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	容器検査所の登録の取消し又は再検査停止命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第53条		
法令番号	昭和26年法律第204号		
【基準】 法第53条の規定による。 (登録の取消し等) 第53条 経済産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。 (1) 第7条第2号又は第50条第2項第3号若しくは第4号に該当するに至ったとき。 (2) 第49条第3項から第5項まで、第49条の4第3項若しくは第4項、第51条又は前条第1項の規定に違反したとき。 (3) 第50条第4項の規定による制限又は前条第4項の規定による命令に違反したとき。 (4) 第60条第1項の規定による帳簿の記載をせず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。 (5) 容器検査所の登録を受けた者が第一種製造者である場合において、第38条第1項第1号から第5号までの規定により第5条第1項の許可を取り消されたとき。 ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3156

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	不合格容器等のクズ化その他の処分命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第56条第1項(同条第4項及び第5項において読み替えて準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第204号		
【基準】			
<p>法第56条の規定による。 (くず化その他の処分)</p> <p>第56条 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかつた容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第44条第4項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 協会又は指定容器検査機関は、その行う容器検査に合格しなかつた容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第44条第4項の規格に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 容器の所有者は、容器再検査に合格しなかつた容器について3月以内に第54条第2項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「これに」とあるのは「その装置される容器に」と、「第44条第4項」とあるのは「第49条の2第4項」と、前項中「について3月以内に第54条第2項の規定による刻印等がされなかつたとき」とあるのは「について」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項及び第3項の規定は自動車の装置内の容器であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたもののうち第49条の4の2に規定する表示がされていないものについて、前項の規定は自動車の装置内の容器の附属品であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたもののうち当該表示がされていないものについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは「第1項及び前項」と、「第1項及び第2項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 容器又は附属品の廃棄をする者は、くず化し、その他容器又は附属品として使用することができないように処分しなければならない。</p>			
※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3158

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	液化石油ガス販売事業者に対する災害発生防止措置命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第13条第2項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の規定による。 (規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止等)</p> <p>第13条 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの規格として経済産業省令で定めるものに適合しない液化石油ガスの一般消費者等に対する販売(液化石油ガスを一般消費者等に現に引き渡しその消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売の場合には、引渡し)をしてはならない。</p> <p>2 経済産業大臣等は、その登録をした液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合において、その販売した液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該液化石油ガス販売事業者に対し、その販売に係る液化石油ガスによる災害の発生防止に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3159

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第14条第2項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。 (書面の交付)</p> <p>第14条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。</p> <p>(1) 液化石油ガスの種類 (2) 液化石油ガスの引渡しの方法 (3) 供給設備及び消費設備の管理の方法 (4) 第27条第1項第2号に規定する調査の方法及び同項第3号に規定する周知の方法 (5) 当該一般消費者等について第27条第1項各号に掲げる業務を行う第29条第1項の認定を受けた者の氏名又は名称 (6) 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項</p> <p>2 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 液化石油ガス販売事業者は、前2項の規定による書面の交付(再交付を含む。以下この項において同じ。)に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3160

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	貯蔵施設、販売方法の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第16条第3項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の規定による。 (基準適合義務等)</p> <p>第16条 液化石油ガス販売事業者は、その液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設を経済産業省令で定める技術上の基準(経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵する貯蔵施設にあつては、第37条の経済産業省令で定める技術上の基準。第3項において同じ。)に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売(販売に係る貯蔵を含む。次項、第20条第1項、第21条第1項及び第87条第2項において同じ。)をしなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第1項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3161

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	供給設備の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第16条の2第2項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の2の規定による。</p> <p>第16条の2 液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準(経済産業省令で定める供給設備(以下「特定供給設備」という。)にあつては、第37条の経済産業省令で定める技術上の基準。次項、第27条第1項第1号、第38条の2及び第38条の8第1項において同じ。)に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3162

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	業務主任者等の解任命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第22条		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条の規定による。 (業務主任者等の解任命令)</p> <p>第22条 経済産業大臣等は、業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高圧ガス保安法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、当該業務主任者又はその代理者を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3163

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	液化石油ガス販売事業の登録の取消し		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第25条		
法令番号	昭和42年法律第149号		
【基準】 法第25条の規定による。 (登録の取消し等) 第25条 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに、液化石油ガス販売事業を1年以内に開始せず、又は1年以上引き続き休止したときは、その登録を取り消すことができる。 ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3164

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	液化石油ガス販売事業の登録の取消し又は事業停止命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第26条		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の規定による。</p> <p>第26条 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第8条の規定に違反して第3条第2項第2号から第5号までの事項を変更したとき。</p> <p>(3) 第11条、第13条第1項、第19条第1項若しくは第3項又は第27条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項又は第22条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(5) 第37条の3第1項の規定に違反して貯蔵施設(第16条第1項の経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するものに限る。)又は特定供給設備を使用したとき。</p> <p>(6) 高圧ガス保安法第39条第1号若しくは第3号の規定による命令又は同条第2号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。</p> <p>(7) 不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3167

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	保安機関に対する保安業務改善命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第34条第3項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の規定による。 (保安機関の業務等)</p> <p>第34条 保安機関は、保安業務を行うべきときは、経済産業省令で定める基準に従つて、その保安業務を行わなければならない。ただし、供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。</p> <p>2 保安機関は、保安業務を行うべき場合において、これを他人に委託してはならない。</p> <p>3 経済産業大臣等は、その認定を受けた保安機関が保安業務を行うべき場合において、その保安業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該保安機関に対し、その保安業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3169

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	保安業務規程の変更命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条第3項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第35条第3項の規定による。 (保安業務規程)</p> <p>第35条</p> <p>3 第1項の認可をした経済産業大臣等は、その認可をした保安業務規程が保安業務の適確な遂行上不相当となつたと認めるときは、その保安機関に対し、その保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3170

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	保安機関に対する認定基準適合命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の2		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第35条の2の規定による。 (適合命令)</p> <p>第35条の2 経済産業大臣等は、その認定を受けた保安機関が第31条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その保安機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3171

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	保安機関認定の取消し		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の3		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第35条の3の規定による。 (認定の取消し)</p> <p>第35条の3 経済産業大臣等は、その認定を受けた保安機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第30条第1号、第3号又は第4号に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第33条第1項の認可を受けないで保安業務に係る一般消費者等の数を増加したとき。</p> <p>(3) 第34条第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 第34条第3項、第35条第3項又は前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(5) 第35条第1項の認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行つたとき。</p> <p>(6) 第84条第1項の条件に違反したとき。</p> <p>(7) 不正の手段により第29条第1項の認定又はその更新を受けたとき。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3172

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	消費設備の所有者又は占有者に対する技術適合命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の5		
法令番号	昭和42年法律第149号		
【基準】 法第35条の5の規定による。 (基準適合命令) 第35条の5 都道府県知事又は指定都市の長は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3174

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の10第1項、 第2項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第35条の10の規定による。 (認定の取消し)</p> <p>第35条の10 経済産業大臣等は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が第35条の6第1項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣等は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者が第35条の7の報告をしない場合であつて、経済産業大臣等がその認定液化石油ガス販売事業者に対し10日以上 の相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、当該認定液化石油ガス販売事業者がその 期間内に報告をしないときは、当該認定液化石油ガス販売事業者に係る認定を取り消すこ とができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3179

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	充てん設備、充てん方法の技術基準適合命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の5第3項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
【基準】	<p>法第37条の5の規定による。 (液化石油ガスの充てんの作業等)</p> <p>第37条の5 充てん事業者は、その設備が前条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 充てん事業者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って供給設備に液化石油ガスを充てんしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、充てん事業者の充てん設備又は充てんの方法が前条第2項又は前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って充てんすべきことを命ずることができる。</p> <p>4 充てん事業者は、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産業大臣が指定する養成施設において、液化石油ガスの充てんを行う者となるのに必要な知識及び技能に関する経済産業省令で定める講習の課程を修了した者に、その設備による供給設備への液化石油ガスの充てんを行わせなければならない。</p> <p>5 前項の指定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3181

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備の許可の取消し又は使用停止命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の7第1項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第37条の7の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第37条の7 都道府県知事は、第36条第1項の許可を受けた者又は充てん事業者が次の各号の1に該当するときは、その貯蔵施設、特定供給設備若しくは充てん設備の許可を取り消し、又はその貯蔵施設、特定供給設備若しくは充てん設備の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第16条第3項、第16条の2第2項又は第37条の5第3項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 第37条の2第1項(第37条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。</p> <p>(3) 第37条の3第1項(第37条の4第4項において準用する場合を含む。)の完成検査を受けないで、貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備を使用したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により、特定供給設備の使用の停止を命ずるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該特定供給設備により液化石油ガスを供給されている一般消費者等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3183

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	売渡しに関する命令		
法令名 根拠条項	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 第4条 第2項		
法令番号	昭和48年法律第48号		
<p>【基準】</p> <p>法第4条第2項の規定による。 (売渡しに関する指示及び命令)</p> <p>第4条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先(内閣総理大臣及び主務大臣が当該特定物資の買受けにつきその同意を得た者に限る。)を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3185

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	公害防止統括者等の解任命令(政令第14条各号に掲げる工場に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第10条		
法令番号	昭和46年法律第107号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の規定による。 (公害防止統括者等の解任命令)</p> <p>第10条 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第23条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3186

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	ばい煙発生施設の構造等に関する計画変更命令等(法第2条第2項に規定するばい煙発生施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第9条		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の規定による。 (計画変更命令等)</p> <p>第9条 都道府県知事は、第6条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準(第3条第1項の排出基準(同条第3項又は第4条第1項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準を含む。))をいう。以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第6条第1項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3187

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善等の措置命令(法第2条第2項に規定するばい煙発生施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第9条の2		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の2の規定による。</p> <p>第9条の2 都道府県知事は、第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等(工場又は事業場で、当該ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となるものを含む。以下この項において同じ。)について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3188

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	ばい煙発生施設の構造等の改善命令等(法第2条第2項に規定するばい煙発生施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第14条第1項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。 (改善命令等)</p> <p>第14条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 第13条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p> <p>3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>4 前項の規定は、第2条第2項の政令の改正、第5条の2第1項の地域を定める政令の改正又は同項の都道府県知事が定める規模の変更により新たに特定工場等となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が特定工場等となつた日から6月間は、適用しない。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3189

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	季節による燃料の使用に関する勧告に係る基準従事命令(法第2条第2項に規定するばい煙発生施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第15条第2項		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の規定による。</p> <p>(季節による燃料の使用に関する措置)</p> <p>第15条 都道府県知事は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域におけるいおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生するいおう酸化物を大気中に排出する者が、当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>3 第1項の燃料使用基準は、環境省令で定める燃料の種類について、環境大臣が定める基準に従い、同項の政令で定める地域ごとに都道府県知事が定める。</p> <p>4 環境大臣は、第1項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、第3項の規定により燃料使用基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3190

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	指定地域における燃料の使用に関する勧告に係る基準従事命令（法第2条第2項に規定するばい煙発生施設に係るものに限る。）		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第15条の2第2項		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の2の規定による。</p> <p>（指定地域における燃料の使用に関する措置）</p> <p>第15条の2 都道府県知事は、いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し、期限を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>3 第1項の燃料使用基準は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設が設置されている特定工場等以外の工場又は事業場について定める基準とし、環境省令で定める燃料の種類について、指定ばい煙の総量の削減に関し環境大臣が定める基準に従い、いおう酸化物に係る指定地域ごとに都道府県知事が定める。</p> <p>4 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該指定地域を2以上の区域に区分し、それらの区域ごとに第1項の燃料使用基準を定めることができる。</p> <p>5 前条第5項の規定は、第1項の燃料使用基準について準用する。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3191

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	事故の拡大又は再発の防止の措置命令(法第2条第2項に規定するばい煙発生施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第17条第3項		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条の規定による。 (事故時の措置)</p> <p>第17条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの(以下「特定物質」という。)を発生する施設(ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。)を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第23条第1項の規定による通報をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3192

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	揮発性有機化合物排出施設の構造等に関する計画変更命令等		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第17条の8		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条の8の規定による。 (計画変更命令等)</p> <p>第17条の8 都道府県知事は、第17条の5第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準(第17条の4の排出基準をいう。以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第17条の5第1項の規定による届出に係る揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3193

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善命令等		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第17条の11		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条の11の規定による。 (改善命令等)</p> <p>第17条の11 都道府県知事は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に対し、期限を定めて当該揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物の処理の方法の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3194

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	一般粉じん発生施設に係る基準適合命令等		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第18条の4		
法令番号	昭和43年法律第97号		
【基準】 法第18条の4の規定による。 (基準適合命令等) 第18条の4 都道府県知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。 ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3195

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定粉じん発生施設の構造等に関する計画変更命令等(法第2条第10項に規定する特定粉じん発生施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第18条の8		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の8の規定による。 (計画変更命令等)</p> <p>第18条の8 都道府県知事は、第18条の6第1項又は第3項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更(同条第3項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は同条第1項の規定による届出に係る特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3196

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定粉じん発生施設の構造等の改善命令等(法第2条第10項に規定する特定粉じん発生施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第18条の11		
法令番号	昭和43年法律第97号		
【基準】 法第18条の11の規定による。 (改善命令等) 第18条の11 都道府県知事は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。 ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3197

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定粉じん排出等作業に関する措置命令及び計画変更命令(法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第18条の18		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の18の規定による。 (計画変更命令)</p> <p>第18条の18 都道府県知事は、前条第1項の規定による届出(第18条の15第1項第3号ロに掲げる事項を含むものに限る。)があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3198

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定粉じん排出等作業に関する作業基準適合命令等(法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第18条の21		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の21の規定による。 (作業基準適合命令等)</p> <p>第18条の21 都道府県知事は、特定工事の一請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3199

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	計画変更命令等(法第2条第14項に規定する水銀排出施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第18条の31		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の31の規定による。 (計画変更命令等)</p> <p>第18条の31 都道府県知事は、第18条の28第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度がその水銀排出施設に係る第18条の27の排出基準(以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第18条の28第1項の規定による届出に係る水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3200

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	改善命令等(法第2条第14項に規定する水銀排出施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第18条の34第2項		
法令番号	昭和43年法律第97号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の34の規定による。 (改善勧告等及び改善命令等)</p> <p>第18条の34 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第17条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3201

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定施設の構造等に関する計画変更命令等		
法令名称 根拠条項	水質汚濁防止法 第8条		
法令番号	昭和45年法律第138号		
【基準】			
<p>法第8条の規定による。 (計画変更命令等)</p> <p>第8条 都道府県知事は、第5条第1項若しくは第2項の規定による届出又は前条の規定による届出(第5条第1項第4号若しくは第6号から第9号までに掲げる事項又は同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排水水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排水水に係る排水基準(第3条第1項の排水基準(同条第3項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。)をいう。以下単に「排水基準」という。)に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第5条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第5条の規定による届出があつた場合(同条第2項の規定による届出があつた場合を除く。)又は前条の規定による届出(第5条第1項第4号から第9号までに掲げる事項又は同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第12条の4の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第5条第1項若しくは第3項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>			
※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第21条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3202

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	指定地域内事業場における汚水等の処理の方法の改善等の措置命令		
法令名 根拠条項	水質汚濁防止法 第8条の2		
法令番号	昭和45年法律第138号		
【基準】 法第8条の2の規定による。 第8条の2 都道府県知事は、第5条第1項の規定による届出又は第7条の規定による届出(同項第4号又は第6号から第9号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。)について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第21条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3203

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定施設の使用停止及び改善命令等		
法令名 根拠条項	水質汚濁防止法 第13条第1項及び第3項		
法令番号	昭和45年法律第138号		
【基準】			
<p>法第13条の規定による。 (改善命令等)</p> <p>第13条 都道府県知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p> <p>3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>4 前項の規定は、第2条第2項若しくは第3項の施設を定める政令、第4条の2第1項の地域を定める政令又は第4条の5第1項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となった日から6月間は、適用しない。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第21条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3204

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定施設(指定地域特定施設を除く。)の使用停止及び改善命令等		
法令名 根拠条項	水質汚濁防止法 第13条の2第1項		
法令番号	昭和45年法律第138号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の2の規定による。</p> <p>第13条の2 都道府県知事は、第12条の3に規定する者が、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設(指定地域特定施設を除く。以下この条において同じ。)の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定は、1の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含むものについては、当該施設が特定施設となつた日から6月間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、1年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既にその水が特定地下浸透水であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき(当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第21条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3205

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	有害物質使用特定施設等の使用停止及び構造等の改善命令等		
法令名 根拠条項	水質汚濁防止法 第13条の3第1項		
法令番号	昭和45年法律第138号		
【基準】	<p>法第13条の3の規定による。</p> <p>第13条の3 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第12条の4の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第12条の4の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から6月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、1年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第21条による事務移譲</p>		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3206

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	事故時の応急の措置命令		
法令名 根拠条項	水質汚濁防止法 第14条の2第4項		
法令番号	昭和45年法律第138号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の2の規定による。 (事故時の措置)</p> <p>第14条の2 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 指定施設を設置する工場又は事業場(以下この条において「指定事業場」という。)の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 貯油施設等を設置する工場又は事業場(以下この条において「貯油事業場等」という。)の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前3項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第21条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3207

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	地下水の水質の浄化に係る措置命令等		
法令名 根拠条項	水質汚濁防止法 第14条の3第1項及び第2項		
法令番号	昭和45年法律第138号		
【基準】	<p>法第14条の3の規定による。 (地下水の水質の浄化に係る措置命令等)</p> <p>第14条の3 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場(以下この条及び第22条第1項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。)において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合において、都道府県知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>3 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者(特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。)は、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第21条による事務移譲</p>		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3208

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	排水水の量の減少等の措置命令		
法令名 根拠条項	水質汚濁防止法 第18条		
法令番号	昭和45年法律第138号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の規定による。 (緊急時の措置)</p> <p>第18条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水水を排出する者に対し、期間を定めて、排水水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第21条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3209

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定施設の構造等の変更等に関する計画変更命令等		
法令名 根拠条項	ダイオキシン類対策特別措置法 第15条		
法令番号	平成11年法律第105号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の規定による。 (計画変更命令等)</p> <p>第15条 都道府県知事は、第12条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係る排出ガスにあっては当該特定施設の排出口、排水水にあっては当該特定施設が設置されている水質基準適用事業場の排水口(排水水を排出する場所をいう。以下同じ。)において、その排出ガス又は排水水に含まれるダイオキシン類の量が第8条第1項の排出基準(同条第3項の規定により排出基準が定められた場合にあっては、その排出基準を含む。以下単に「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、その届出をした者に対し、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第12条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3210

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善等の措置命令		
法令名 根拠条項	ダイオキシン類対策特別措置法 第16条		
法令番号	平成11年法律第105号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の規定による。</p> <p>第16条 都道府県知事は、第12条第1項又は第14条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに総量規制基準適用事業場となるものを含む。以下この条において同じ。）について、当該総量規制基準適用事業場に設置されるすべての大気基準適用施設の排出口から排出されるダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、当該総量規制基準適用事業場の設置者に対し、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3211

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定施設の一時停止及び構造等の改善命令等		
法令名 根拠条項	ダイオキシン類対策特別措置法 第22条第1項及び第3項		
法令番号	平成11年法律第105号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条の規定による。 (改善命令等)</p> <p>第22条 都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 第20条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p> <p>3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出ガスに係る総量規制基準適用事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 前項の規定は、第2条第2項の政令の改正、第8条第1項の環境省令の改正又は第10条第1項の政令の改正により新たに総量規制基準適用事業場となった工場又は事業場については、当該工場又は事業場が総量規制基準適用事業場となった日から1年間は、適用しない。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3212

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置命令		
法令名 根拠条項	ダイオキシン類対策特別措置法 第23条第3項		
法令番号	平成11年法律第105号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条の規定による。 (事故時の措置)</p> <p>第23条 特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第23条第1項の規定による通報をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の規定による通報を受け、又は前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3214

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認の取消し
法令名称 根拠条項	土壌汚染対策法 第3条第6項
法令番号	平成14年法律第53号
<p>【基準】</p> <p>法第3条の規定による。</p> <p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設(第3項において単に「特定施設」という。)であって、同条第2項第1号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第3項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第16条第1項の調査(以下「土壌汚染状況調査等」という。)を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設(有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。</p> <p>5 第1項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。</p> <p>7 第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)をし、又はさせるときは、</p>	

あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

- 8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第1項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

備考	
----	--

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日
-------	-----------	---------	------------

ID: 3217

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染除去等計画の変更命令
法令名称 根拠条項	土壌汚染対策法 第7条第4項
法令番号	平成14年法律第53号
<p>【基準】</p> <p>法第7条第4項の規定による。 (汚染除去等計画の提出等)</p> <p>第7条 都道府県知事は、前条第1項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画(以下「汚染除去等計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。</p> <p>(1) 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置(次条第1項において「指示措置」という。)及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等(この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者)が講じようとする措置(以下「実施措置」という。)</p> <p>(2) 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期</p> <p>(3) その他環境省令で定める事項</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、汚染除去等計画(汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、第9条第1号及び第10条において同じ。)の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準(次項において「技術的基準」という。)に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。</p> <p>6 汚染除去等計画の提出をした者は、第4項に規定する期間(前項の規定による通知があつた</p>	

- ときは、その通知に係る期間)を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。
- 7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。
 - 8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
 - 10 都道府県知事は、第1項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第4項
(汚染除去等計画の提出等)

- 第81条の9 知事は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置管理区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置管理区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画(以下「汚染除去等計画」という。)を作成し、これを知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の管理有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。
- (1) 知事により示された汚染の除去等の措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等(この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により知事から指示を受けた者)が講じようとする措置(以下「実施措置」という。)
 - (2) 実施措置の着手及び完了の予定時期
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定により知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。
 - 3 汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、規則で定めるところにより、当該変更後の汚染除去等計画を知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、汚染除去等計画(汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、第81条の10第1号及び第81条の11において同じ。)の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が規則で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

備考

設定年月日

令和5年7月31日

最終変更年月日

令和7年10月31日

ID: 3218

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染除去等計画の実施措置命令
法令名称 根拠条項	土壌汚染対策法 第7条第8項
法令番号	平成14年法律第53号
<p>【基準】</p> <p>法第7条第8項の規定による。</p> <p>(汚染除去等計画の提出等)</p> <p>第7条 都道府県知事は、前条第1項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画(以下「汚染除去等計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。</p> <p>(1) 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置(次条第1項において「指示措置」という。)及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等(この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者)が講じようとする措置(以下「実施措置」という。)</p> <p>(2) 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期</p> <p>(3) その他環境省令で定める事項</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、汚染除去等計画(汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、第9条第1号及び第10条において同じ。)の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準(次項において「技術的基準」という。)に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。</p> <p>6 汚染除去等計画の提出をした者は、第4項に規定する期間(前項の規定による通知があつた</p>	

- ときは、その通知に係る期間)を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。
- 7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。
 - 8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
 - 10 都道府県知事は、第1項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第8項
(汚染除去等計画の提出等)

第81条の9 知事は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置管理区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置管理区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画(以下「汚染除去等計画」という。)を作成し、これを知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の管理有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

- (1) 知事により示された汚染の除去等の措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等(この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により知事から指示を受けた者)が講じようとする措置(以下「実施措置」という。)
 - (2) 実施措置の着手及び完了の予定時期
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定により知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。
 - 3 汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、規則で定めるところにより、当該変更後の汚染除去等計画を知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、汚染除去等計画(汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、第81条の10第1号及び第81条の11において同じ。)の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が規則で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。
 - 5 知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された

実施措置が前項の技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。

- 6 汚染除去等計画の提出をした者は、第4項に規定する期間(前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間)を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。
- 7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。
- 8 知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

備考	
----	--

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日
-------	-----------	---------	------------

ID: 3222

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	土地の形質の変更の施行方法に関する計画変更命令
法令名称 根拠条項	土壌汚染対策法 第12条第5項
法令番号	平成14年法律第53号
<p>【基準】</p> <p>法第12条の規定による。</p> <p>(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)</p> <p>第12条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更</p> <p>イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更</p> <p>ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの</p> <p>(3) 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為</p> <p>(4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 第1項第1号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p> <p>大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の13第5項 (要届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)</p> <p>第81条の13 要届出管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければ</p>	

ならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(規則で定めるところにより、規則で定める基準に適合する旨の知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更
 - イ 土地の土壌の管理有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして規則で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更
 - ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして規則で定める要件に該当する土地の形質の変更
 - (2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
 - (3) 要届出管理区域が指定された際既に着手していた行為
 - (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 要届出管理区域が指定された際当該要届出管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
 - 3 要届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
 - 4 第1項第1号の土地の形質の変更をした者は、規則で定めるところにより、規則で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
 - 5 知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

備考	
-----------	--

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日
--------------	-----------	----------------	------------

ID: 3224

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染土壌の運搬の方法変更命令等
法令名称 根拠条項	土壌汚染対策法 第16条第4項
法令番号	平成14年法律第53号
<p>【基準】</p> <p>法第16条の規定による。</p> <p>(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)</p> <p>第16条 要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)内の土地の土壌(指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。)を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (2) 当該汚染土壌の体積 (3) 当該汚染土壌の運搬の方法 (4) 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 (5) 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 (6) 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地 (7) 当該汚染土壌を第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地 (8) 当該汚染土壌を第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地 (9) 当該汚染土壌の搬出の着手予定日 (10) その他環境省令で定める事項 <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項又は第2項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。 (2) 第18条第1項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第22条第1項の許可を受けた者(以下「汚染土壌処理業者」という。)に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。 	

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

備考

設定年月日

令和5年7月31日

最終変更年月日

令和7年10月31日

ID: 3225

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令等		
法令名 根拠条項	土壌汚染対策法 第19条		
法令番号	平成14年法律第53号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条の規定による。 (措置命令)</p> <p>第19条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 第17条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者</p> <p>(2) 前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。)</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3228

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染土壌の処理の方法の変更等の措置命令		
法令名 根拠条項	土壌汚染対策法 第24条		
法令番号	平成14年法律第53号		
【基準】 法第24条の規定による。 (改善命令) 第24条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第22条第6項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3229

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染土壌処理業者の許可の取消し及び事業停止命令		
法令名 根拠条項	土壌汚染対策法 第25条		
法令番号	平成14年法律第53号		
【基準】	<p>法第25条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第25条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第22条第3項第2号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第22条第3項第1号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。 (3) この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。 (4) 不正の手段により第22条第1項の許可(同条第4項の許可の更新を含む。)又は第23条第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲</p>		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3230

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染の除去等の措置命令		
法令名 根拠条項	土壌汚染対策法 第27条第2項		
法令番号	平成14年法律第53号		
【基準】 法第27条の規定による。 (許可の取消し等の場合の措置義務) 第27条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。 2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3238

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	違反に対する措置命令(法第2条第3項に規定する管理の目的で行われる鳥獣(法第2条第1項に規定する鳥獣をいう。以下同じ。)の捕獲若しくは殺傷又は鳥類の卵の採取若しくは損傷に係るもの(法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)であって、法第11条第2項に規定する対象狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル及びビタチ(メスに限る。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条第1項の規定による。 (許可に係る措置命令等)</p> <p>第10条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第5項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第36条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3239

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	許可の取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条第2項の規定による。 (許可に係る措置命令等)</p> <p>第10条</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第36条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3244

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	登録を受けた者に対する措置命令		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第22条第1項の規定による。 (登録を受けた者に対する措置命令等) 第22条 都道府県知事は、第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第36条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3245

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	登録の取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第22条第2項の規定による。 (登録を受けた者に対する措置命令等) 第22条 2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。 ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第36条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3249

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	土地の形質の変更が基準に適合する旨の確認の取消し		
法令名 根拠条項	土壌汚染対策法施行規則 第52条の8第1項		
法令番号	平成14年環境省令第29号		
<p>【基準】</p> <p>省令第52条の8第1項の規定による。 (施行管理方針の確認の取消し)</p> <p>第52条の8 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第12条第1項第1号の確認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 施行管理方針が第49条の3の基準に適合しなくなったとき。 (2) 施行管理方針の確認に係る土地が第49条の4及び第49条の5に規定する要件に該当しなくなったとき。 (3) 土地の形質の変更をした者が法第12条第4項の届出を行わなかったとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消した場合は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3252

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第7条の2第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条の2第3項の規定による。 (設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)</p> <p>第7条の2</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※個々の具体的なケースを根拠条文に照らし判断する。</p> <p>※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第8条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3253

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	改善措置命令等		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第12条第2項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条第2項の規定による。 (保守点検又は清掃についての改善命令等)</p> <p>第12条</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第8条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3254

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第12条の2第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の2第3項の規定による。 (定期検査についての勧告及び命令等)</p> <p>第12条の2</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第8条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3255

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	勧告措置命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 附則第11条第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
<p>【基準】</p> <p>附則第11条第3項の規定による。</p> <p>(特定既存単独処理浄化槽に対する措置)</p> <p>第11条 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。)であつて、第11条第2項の規定において準用する第7条第2項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの(以下「特定既存単独処理浄化槽」という。)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第8条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3257

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	精神障害者保健福祉手帳の返還命令		
法令名 根拠条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第45条の2第3項		
法令番号	昭和25年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の2第3項の規定による。 (精神障害者保健福祉手帳の返還等)</p> <p>第45条の2</p> <p>3 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者について、前条第2項の政令で定める状態がなくなつたと認めるときは、その者に対し精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の返還を命じようとするときは、あらかじめその指定する指定医をして診察させなければならない。</p> <p>5 前条第三項の規定は、第三項の認定について準用する。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第4条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3259

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	社会福祉事業の経営の制限及び停止命令(老人福祉センターに係る事務に限る。)		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第72条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<p>【基準】</p> <p>法第72条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第72条 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項、第68条の2第1項若しくは第2項若しくは第69条第1項の規定による届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者が、第62条第6項(第63条第3項及び第67条第5項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第63条第1項若しくは第2項、第68条、第68条の3若しくは第69条第2項の規定に違反し、第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すことができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項、第68条の2第1項若しくは第2項若しくは第69条第1項の規定による届出をし、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の規定による許可を受け、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者(次章において「社会福祉事業の営業者」という。)が、第77条又は第79条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項、第68条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営業者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、又はその停止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3262

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	児童福祉施設(府以外の者の設置する保育所に係るものに限る。)の改善命令及び事業停止命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第46条第3項及び第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第46条第3項及び第4項の規定による。</p> <p>第46条</p> <p>3 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第45条第1項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第45条第1項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3263

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	児童福祉施設(府以外の者の設置する保育所に係るものに限る。)の設置の認可の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第58条第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第58条の規定による。 第58条 第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。 ※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3264

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	事業の停止又は施設の閉鎖命令(認可外保育施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第59条第5項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第59条第5項の規定による。</p> <p>第59条</p> <p>5 都道府県知事は、第1項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3267

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	事業の制限又は停止命令		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第18条の2第2項		
法令番号	昭和38年法律第133号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の2第2項の規定による。 (改善命令等)</p> <p>第18条の2</p> <p>2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第5条の2第2項から第6項まで第7項まで、第20条の2の2若しくは第20条の3に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3268

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	特別養護老人ホーム(定員29人以下のものに限る。)の事業の停止命令、認可の取消し等		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第19条第1項		
法令番号	昭和38年法律第133号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条第1項の規定による。</p> <p>第19条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第17条第1項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第15条第4項の規定による認可を取り消すことができる。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3269

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	改善措置命令		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第29条第15項及び第16項		
法令番号	昭和38年法律第133号		
<p>【基準】</p> <p>法第29条第15項及び第16項の規定による。 (届出等)</p> <p>第29条</p> <p>15 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第6項から第11項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>16 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3273

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置命令(介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。)
法令名 根拠条項	介護保険法 第76条の2第3項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第76条の2第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第76条の2 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第70条第9項又は第11項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第74条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。</p> <p>(3) 第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第74条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第9条による事務移譲</p>	
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日
-------	-----------	---------	------------

ID: 3274

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び指定の効力の停止（介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。）
法令名称 根拠条項	介護保険法 第77条第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第77条第1項の規定による。

（指定の取消し等）

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定居宅サービス事業者が、第70条第2項第4号から第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号の2（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 指定居宅サービス事業者が、第70条第9項又は第11項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- (3) 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第74条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- (4) 指定居宅サービス事業者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 指定居宅サービス事業者が、第74条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- (6) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (7) 指定居宅サービス事業者が、第76条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (8) 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (9) 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第41条第1項本文の指定を受けたとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (12) 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サ

ービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(13) 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第9条による事務移譲

備考	
----	--

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日
--------------	-----------	----------------	------------

ID: 3275

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置命令(介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。)
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の8第3項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第115条の8第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の8 都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第115条の2第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。</p> <p>(3) 第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第115条の4第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。</p>	
※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第9条による事務移譲	
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3276

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	指定介護予防サービス事業者の指定の取消し及び指定の効力の停止(介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。)
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の9第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第115条の9第1項の規定による。

(指定の取消し等)

第115条の9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の2第2項第4号から第5号の2まで、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号の2(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の2第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- (3) 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- (4) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の4第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- (6) 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (7) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (8) 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (9) 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第53条第1項本文の指定を受けたとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - (12) 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
 - (13) 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第9条による事務移譲

備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3278

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	身体障害者手帳の返還命令		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法 第16条第2項		
法令番号	昭和24年法律第283号		
【基準】			
<p>法第16条第2項及び第17条の2第1項の規定による。 (身体障害者手帳の返還)</p> <p>第16条</p> <p>2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。</p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。</p> <p>(診査及び更生相談)</p> <p>第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。</p> <p>(2) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。</p> <p>児童福祉法第19条第1項の規定による。</p> <p>第19条 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行なわなければならない。</p> <p>この個票に定めるもののほか、身体障害者手帳の交付に関する基準と同様の基準による。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3284

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	指定事業者等に対する勧告に係る措置命令
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第49条第4項
法令番号	平成17年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第49条第1項から第4項までの規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第49条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第36条第8項(第41条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第43条第1項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(4) 第43条第4項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号(のぞみの園の設置者にあつては、第3号を除く。以下この項において同じ。)に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第44条第1項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第44条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第44条第4項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>3 都道府県知事は、前2項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前2項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲</p>	
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	令和7年10月31日

ID: 3285

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定の取消し及び指定の効力の停止
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第50条第1項 (同条第3項において準用する場合を含む。)
法令番号	平成17年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第50条第1項の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第50条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定障害福祉サービス事業者が、第36条第3項第4号から第5号の2まで、第12号又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定障害福祉サービス事業者が、第36条第8項(第41条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したと認められるとき。 (3) 指定障害福祉サービス事業者が、第42条第3項の規定に違反したと認められるとき。 (4) 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第43条第1項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。 (5) 指定障害福祉サービス事業者が、第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (6) 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。 (7) 指定障害福祉サービス事業者が、第48条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (8) 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業員が、第48条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (9) 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第29条第1項の指定を受けたとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (13) 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消 	

し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

備考

設定年月日

令和5年7月31日

最終変更年月日

令和7年10月31日

ID: 3287

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	宅地工事施行停止、災害防止措置命令(森林の区域に限る。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第20条第2項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第20条第2項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第20条</p> <p>2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで施行する工事</p> <p>(2) 第12条第3項(第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反する工事</p> <p>(3) 第13条第1項の規定に適合していない工事</p> <p>(4) 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3288

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	土地使用禁止、災害防止措置命令(森林の区域に限る。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第20条第3項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第20条第3項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第20条</p> <p>3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地</p> <p>(2) 第17条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第13条第1項の規定に適合していないと認められた土地</p> <p>(3) 第17条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地</p> <p>(4) 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3289

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	工事施行の緊急停止命令(森林の区域に限る。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第20条第4項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第20条第4項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第20条</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わず、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3290

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	宅地造成等工事規制区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(森林の区域に限る。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第1項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条第1項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第23条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3291

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	土地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(森林の区域に限る。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第2項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条第2項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第23条</p> <p>2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3293

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事施行停止、災害防止措置命令(森林の区域に限る。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第39条第2項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条第2項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第39条</p> <p>2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けないで施行する工事</p> <p>(2) 第30条第3項(第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反する工事</p> <p>(3) 第31条第1項の規定に適合していない工事</p> <p>(4) 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3294

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	土地使用禁止、災害防止措置命令(森林の区域に限る。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第39条第3項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条第3項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第39条</p> <p>3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けずに特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地</p> <p>(2) 第36条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第31条第1項の規定に適合していないと認められた土地</p> <p>(3) 第36条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地</p> <p>(4) 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3295

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	工事施行の緊急停止命令(森林の区域に限る。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第39条第4項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条第4項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第39条</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わず、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3296

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	特定盛土等規制区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(森林の区域に限る。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第42条第1項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条第1項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第42条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3297

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	土地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(森林の区域に限る。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第42条第2項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条第2項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第42条</p> <p>2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3299

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	宅地造成等工事規制区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(森林の区域を除く。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第1項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条第1項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第23条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3300

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	土地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(森林の区域を除く。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第2項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条第2項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第23条</p> <p>2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3302

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事施行停止、災害防止措置命令(森林の区域を除く。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第39条第2項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条第2項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第39条</p> <p>2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けないで施行する工事</p> <p>(2) 第30条第3項(第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反する工事</p> <p>(3) 第31条第1項の規定に適合していない工事</p> <p>(4) 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事</p> <p>※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3303

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	土地使用禁止、災害防止措置命令(森林の区域を除く。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第39条第3項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条第3項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第39条</p> <p>3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けずに特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地</p> <p>(2) 第36条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第31条第1項の規定に適合していないと認められた土地</p> <p>(3) 第36条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地</p> <p>(4) 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地</p> <p>※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3304

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	工事施行の緊急停止命令(森林の区域を除く。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第39条第4項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条第4項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第39条</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わず、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p> <p>※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3305

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	特定盛土等規制区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(森林の区域を除く。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。))又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第42条第1項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条第1項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第42条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3306

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	土地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(森林の区域を除く。)に係るもの(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成(法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)又は特定盛土等(法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。)に関する工事等(当該工事等の区域が当該市以外の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第42条第2項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条第2項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第42条</p> <p>2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3309

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	監督処分(市の区域に係るもの(市街化区域内において行われる宅地造成に関する工事(当該工事の区域が当該市街化区域外にわたるもの及び当該市以外の区域にわたるものを除く。))に係るものに限る。)
法令名 根拠条項	宅地造成等規制法 第14条第1項から第4項まで
法令番号	昭和36年法律第191号
<p>【基準】</p> <p>法第14条第1項から第4項までの規定による。 (監督処分)</p> <p>第14条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。</p> <p>2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事で、第8条第1項若しくは第12条第1項の規定に違反して第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第9条第1項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第8条第1項若しくは第12条第1項の規定に違反して第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第1項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第9条第1項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、同項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、第2項又は第3項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲</p>	
備考	

設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3313

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	許可等の取消し等及び命令		
法令名 根拠条項	都市計画法 第81条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第81条第1項の規定による。 (監督処分等)</p> <p>第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者</p> <p>(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> <p>※大阪府都市計画法施行条例第8条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5015

担当部署: 複数課

処分の概要	監督処分
法令名 根拠条項	都市計画法 第81条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号
<p>【基準】</p> <p>法第81条の規定による。 (監督処分等)</p> <p>第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者</p> <p>(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> <p>2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p>	
備考	
<p>【共通担当部署】</p> <p>都市整備部 都市計画課</p>	

都市整備部 まちづくり課

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日
--------------	----------	----------------	-------

ID: 5018

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	違反行為に対する措置命令		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第7条の5第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】			
<p>法第7条の5の規定による。 (違反行為に対する措置)</p> <p>第7条の5 建築許可権者は、前条第1項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、建築許可権者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、建築許可権者又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により必要な措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5022

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	原状回復又は建築物等の移転等の命令		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第4項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】			
法第66条第4項の規定による。 (建築行為等の制限)			
第66条			
4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5044

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第76条第4項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条</p> <p>4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5054

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	緑地保全地域における行為の禁止等の命令		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第8条第2項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>法第8条第1項及び第2項の規定による。 (緑地保全地域における行為の届出等)</p> <p>第8条 緑地保全地域(特別緑地保全地区及び第20条第2項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条及び第6章第2節において同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都道府県知事等は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第6条第1項に規定する基準(同条第3項に規定する場合にあつては、第3条の3第2項第5号又は第4条第2項第5号イに規定する基準。第8項において同じ。)に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和7年4月1日改正)参照</p>		
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	令和7年10月1日

ID: 5055

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	原状回復命令等		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第9条第1項(第15条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第1項の規定による。 (原状回復命令等)</p> <p>第9条 都道府県知事等は、前条第2項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和7年4月1日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	令和7年10月1日

ID: 5085

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないもの変更命令等		
法令名 根拠条項	景観法 第17条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条第1項の規定による。 (変更命令等)</p> <p>第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5086

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令		
法令名 根拠条項	景観法 第17条第5項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条第5項の規定による。 (変更命令等)</p> <p>第17条</p> <p>5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5088

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令		
法令名 根拠条項	景観法 第23条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】			
<p>法第23条第1項の規定による。 (原状回復命令等)</p> <p>第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5089

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	景観重要建造物の管理改善の措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第26条		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の規定による。 (管理に関する命令又は勧告)</p> <p>第26条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀き損するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5091

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	景観法 第32条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第32条第1項において準用する第23条第1項の規定による。 (原状回復命令等についての準用)</p> <p>第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。 (原状回復命令等)</p> <p>第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5092

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	景観重要樹木の管理改善の措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第34条		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の規定による。 (管理に関する命令又は勧告)</p> <p>第34条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5100

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	景観整備機構に対する業務改善命令		
法令名 根拠条項	景観法 第95条第2項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第95条第2項の規定による。 (監督等)</p> <p>第95条</p> <p>2 景観行政団体の長は、機構が第93条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和7年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5101

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	景観整備機構の指定の取消し		
法令名 根拠条項	景観法 第95条第3項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第95条第3項の規定による。 (監督等)</p> <p>第95条</p> <p>3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第92条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照</p>		
備考			
設定年月日	令和7年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5103

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転等の命令
法令名称 根拠条項	被災市街地復興特別措置法 第7条第5項
法令番号	平成7年法律第14号
<p>【基準】</p> <p>法第7条第5項の規定による。 (建築行為等の制限等)</p> <p>第7条 被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害(第5条第1項第1号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの</p> <p>ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。</p>	

- (1) 都市計画法第4条第5項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第5号までにおいて単に「告示」という。) 当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
 - (2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められた区域
 - (3) 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域
 - (4) 土地区画整理法第76条第1項第1号から第3号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第4項に規定する施行地区
 - (5) 都市再開発法第60条第2項第1号に掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第3号に規定する施行地区
 - (6) 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要なとされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域
- 4 第1項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 5 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5112

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第10条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第10条の規定による。 (改善命令) 第10条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5113

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第11条第1項		
法令番号	平成5年法律第52号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条の規定による。 (計画の認定の取消し)</p> <p>第11条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>2 第4条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5115

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	土地の原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第9条第4項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第4項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第9条</p> <p>4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5198

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置命令		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第97条第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第97条の規定による。 (報告、勧告等)</p> <p>第97条 都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律(次章を除く。以下この節において同じ。)の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による援助をするため必要があると認めるときは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4第1項に規定するマンション管理適正化支援法人(以下「支援法人」という。)に必要な協力を要請することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	令和7年10月1日

ID: 5199

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	組合に対する監督処分
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第98条第3項、第4項及び第7項
法令番号	平成14年法律第78号
<p>【基準】</p> <p>法第98条第3項、第4項及び第7項の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第98条 都道府県知事等は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事等は、第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第31条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。</p> <p>6 都道府県知事等は、第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第32条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5200

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	個人施行者に対する監督処分		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第99条第1項及び第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第99条第1項及び第2項の規定による。 (個人施行者に対する監督)</p> <p>第99条 都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p> <p>3 都道府県知事等は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによるマンション建替事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5220

担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	変更命令		
法令名 根拠条項	工場立地法 第10条第1項		
法令番号	昭和34年法律第24号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条第1項の規定による。 (変更命令)</p> <p>第10条 市町村長は、前条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から90日以内にしなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5235

担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	法令等違反に対する措置命令		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第85条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】			
<p>法第85条の規定による。 (行政庁の命令)</p> <p>第85条 行政庁は、前条第1項の規定により報告を徴し、又は第81条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5236

担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	組合に対する解散の命令		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第86条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
<p>【基準】</p> <p>法第86条の規定による。 (組合に対する解散の命令)</p> <p>第86条 行政庁は、組合が第36条第2項に規定する設立要件を欠くに至つたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5238

担当部署: 都市整備部 道路整備課

処分の概要	特定路外駐車場に係る基準適合命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第12条第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条第3項の規定による。 (特定路外駐車場に係る基準適合命令等)</p> <p>第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあつては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5346

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	墓地等の許可取消し、使用禁止等		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第19条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】 法第19条の規定による。 第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5377

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第6項(第144条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<p>【基準】</p> <p>法第56条第6項の規定による。 (監督)</p> <p>第56条</p> <p>6 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>「社会福祉法人指導監査実施要綱」による。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5378

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	措置命令不履行に対する業務停止等		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第7項(第144条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<p>【基準】</p> <p>法第56条第7項の規定による。 (監督)</p> <p>第56条</p> <p>7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員¹の解職を勧告することができる。</p> <p>「社会福祉法人指導監査実施要綱」による。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5379

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	法令違反等による解散命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第8項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<p>【基準】</p> <p>法第56条第8項の規定による。 (監督)</p> <p>第56条</p> <p>8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。</p> <p>「社会福祉法人指導監査実施要綱」による。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5380

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	公益事業又は収益事業の停止命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第57条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】			
<p>法第57条の規定による。</p> <p>(公益事業又は収益事業の停止)</p> <p>第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>(2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</p> <p>(3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p> <p>「社会福祉法人指導監査実施要綱」による。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7007

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等
法令名 根拠条項	介護保険法 第77条
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第七十七条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号から第五号の二まで、第十号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十号の二(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)又は第十二号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第九項又は第十一項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに怠り、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>九 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十二 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消</p>	

し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

備考	
----	--

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 7008

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の10
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)又は第十二号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第六項第三号から第三号の四までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>四 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>五 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>六 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>七 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第二十八条第五項(第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条、第百四条及び第百十四条の六において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>九 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたと</p>	

きを除く。

十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二条の二第一項本文の指定を受けたとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十三 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九条第十八項の規定による通知を受けたとき。

十四 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十五 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十六 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

備考	
----	--

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日
--------------	----------	----------------	-------

ID: 7011

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等
法令名 根拠条項	介護保険法 第84条
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第八十四条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号(同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第九号(同項第四号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>三 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>七 指定居宅介護支援事業者が、第八十三条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第八十三条第一項の規定により出頭を求められてこれに怠り、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>九 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第四十六条第一項の指定を受けたとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。</p> <p>十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十二 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者(他の市町村長が第四十六条第一項の指定をした者に限る。)について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の</p>	

市町村長に通知しなければならない。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

備考

設定年月日

令和5年7月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 7012

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の9
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第二項第四号から第五号の二まで、第十号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十号の二(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)又は第十二号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>三 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>四 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>六 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>七 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>九 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p>	

- 十二 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十三 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

備考

設定年月日

令和5年7月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 7013

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の19
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第百十五条の十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号(第五号の三に該当する者のあるものを除く。)、第十号(第五号の三に該当する者のあるものを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)又は第十二号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第四項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>五 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>六 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>七 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>八 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>九 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>十 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四条の二第一項本文の指定を受けたとき。</p> <p>十一 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づ</p>	

く命令若しくは処分に違反したとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等の中に指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

備考	
----	--

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 7014

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の29
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>第百十五条の二十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十二第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号(同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第九号(同項第四号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>三 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>五 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>六 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>七 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第百十五条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>八 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第五十八条第一項の指定を受けたとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲</p>	
備考	

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7018

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	第一号事業者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の9		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>(指定事業者の指定の取消し等)</p> <p>第百十五条の四十五の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定事業者が、第百十五条の四十五第一項第一号イからニまで又は第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>二 第一号事業支給費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>三 指定事業者が、第百十五条の四十五の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>四 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の四十五の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>五 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。</p> <p>六 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>七 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲</p>		
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7024

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	保安教育計画を定めるべき消費者の指定		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第29条第4項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第29条第4項の規定による。 (保安教育) 第29条 4 都道府県知事は、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。 ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7025

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	緊急措置		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第45条		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の規定による。 (緊急措置等)</p> <p>第45条 経済産業大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両(原動機付自転車を含む。以下同じ。)その他による運搬又は第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については都道府県公安委員会)は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。</p> <p>(1) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。</p> <p>(2) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p> <p>(3) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。</p> <p>(4) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7028

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	輸入高圧ガス、容器の廃棄等の命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第22条第3項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第3項の規定による。 (輸入検査)</p> <p>第22条</p> <p>3 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7029

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	緊急措置		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第39条		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条の規定による。 (緊急措置)</p> <p>第39条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。</p> <p>(1) 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。</p> <p>(2) 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p> <p>(3) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7034

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	外国登録容器等の輸入者に対する災害拡大防止措置命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第49条の35		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第49条の35の規定による。 (災害防止命令)</p> <p>第49条の35 経済産業大臣又は都道府県知事は、第49条の33第1項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が同項の承認に係る容器又は附属品(同条第2項において準用する第49条の24第1項ただし書の適用を受けて製造したものを除く。)であつて、容器にあつては第44条第4項の規格に、附属品にあつては第49条の2第4項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を輸入した者に対し、その輸入した当該容器又は当該附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7035

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	検査所で検査できる容器等の制限		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第50条第4項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第50条第4項の規定による。 (容器検査所の登録)</p> <p>第50条</p> <p>4 経済産業大臣は、容器再検査又は附属品再検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、容器検査所の登録又はその更新に際し、その容器検査所において容器再検査又は附属品再検査を行うことができる容器又は附属品の種類を制限することができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7037

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	事故報告の命令		
法令名 根拠条項	高圧ガス保安法 第63条第2項		
法令番号	昭和26年法律第204号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条第2項の規定による。 (事故届)</p> <p>第63条</p> <p>2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項第1号の場合は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。</p> <p>※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7041

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	事故時の応急の措置命令		
法令名 根拠条項	悪臭防止法 第10条第3項		
法令番号	昭和46年法律第91号		
【基準】			
<p>法第10条第3項及び第1項の規定による。 (事故時の措置)</p> <p>第10条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第1項の場合において、当該悪臭原因物の不快なおそれにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7042

担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第50条
法令番号	平成17年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第50条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第50条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定障害福祉サービス事業者が、第36条第3項第4号から第5号の二まで、第12号又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定障害福祉サービス事業者が、第36条第8項(第41条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したと認められるとき。 (3) 指定障害福祉サービス事業者が、第42条第3項の規定に違反したと認められるとき。 (4) 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第43条第1項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。 (5) 指定障害福祉サービス事業者が、第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (6) 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。 (7) 指定障害福祉サービス事業者が、第48条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (8) 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第48条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (9) 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第29条第1項の指定を受けたとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (13) 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消 	

し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

- 2 市町村は、自立支援給付に係る指定障害福祉サービスを行った指定障害福祉サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 第1項(第2号を除く。)及び前項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

備考	
----	--

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	令和7年10月31日
-------	----------	---------	------------

ID: 7043

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	資料提出命令、報告徴収		
法令名 根拠条項	消防法 第4条第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第4条第1項の規定による。</p> <p>第4条 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員(消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第5条の3第2項を除き、以下同じ。)にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれ著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7044

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	製造所等への質問、検査等(資料提出命令・報告徴収)		
法令名 根拠条項	消防法 第16条の5第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の5第1項の規定による。</p> <p>第16条の5 市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所(以下この項において「貯蔵所等」という。)の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7045

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者に対する資料の提出又は報告の徴収		
法令名 根拠条項	消防法 第32条第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第32条第1項の規定による。</p> <p>第32条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするため必要があるときは、関係のある者に対して質問し、又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者に対して必要な資料の提出を命じ若しくは報告を求めることができる。</p>			
備考	<p>前条：第31条 消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。</p>		
設定年月日	令和7年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7046

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	関係者に対する資料の提出若しくは報告の徴収又は立入検査権(資料提出命令・報告徴収)		
法令名 根拠条項	消防法 第34条第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条第1項の規定による。</p> <p>第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入って、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。</p>			
備考	前条：第33条 消防長又は消防署長及び関係保険会社の認めた代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査することができる。		
設定年月日	令和7年10月1日	最終変更年月日	年 月 日